

税の申告、準備はOKですか？

フローチャートで確認しよう！

税の申告時期になりました。令和6年中の所得情報は、令和7年度の税の算定や、福祉関係のサービスを利用するためなどの基礎資料になります。税の申告が必要か確認しましょう。

START

令和6年1月1日から同年12月31日までに
収入があった
(遺族年金や障害者年金などの非課税所得のみの方は「いいえ」へ)

はい

収入の内容
給与のみの場合はAへ
年金のみの場合はBへ
それ以外の方はCへ

いいえ

東庄町在住の方に
扶養されている
(家族の年末調整や確定申告などで、税金
上の扶養に入っている方は「はい」へ)

勤務先から東庄町へ給与支払報告書
が提出されている
(提出の有無は勤務先にご確認ください)

いいえ

はい

福祉関係のサー
ビスを利用する、
扶養に入るなど
で所得の証明書
が必要

源泉徴収票に記載
されている内容
(扶養控除や社会
保険料等控除など)
に変更がある

以下のいずれかに該当する場合
は「はい」、該当しない場合は「い
いえ」へ
・事業所得や不動産所得などがある方で所得金
額が基礎控除(48万円)とその他の所得控除の
合計を超える
・給与収入は2,000万円を超える
・給与所得者で、主たる給与以外の所得(年金含
む)が20万円を超える
・給与を2か所以上から受けており、年末調整さ
れなかった給与の収入が20万円を超える
・所得税の還付を受ける(医療費控除など)

いいえ

はい

国民健康保険
に加入している

はい

いいえ

確定申告
不要

確定申告は不要でも住民税申告が必要
な場合があります！(詳細は左ページへ)

いいえ

はい

所得税の確定申告または町へ町・県民税(住民税)の申告が必要

確定申告
不要

となったあなたも

フローチャートで
ちょっとまって！

確定申告が不要でも

住民税申告が必要な場合があります！

会社員で、給料は年末調整
済です。実は**フリマアプリで
19万円の所得**(売上-必要経
費)がありました。



年金暮らしです。田んぼ
を貸していて、**年貢として
米5俵を納めてもらって
います。**

こういった場合は **住民税を申告しましょう！** (上記は一例です。)

給与以外の所得が20万円以下だった方は、確定申告は不要ですが、住民税申告は必要
です。また、無収入の方も申告が必要です。

町では、申告の必要があると思われる方と、平成17年4月2日～平成18年4月1日
生まれの方へは、2月中旬に住民税申告書を送付します。

町役場内で申告相談会場を開設します

申告相談は、**事前予約制(先着順)**です。町民ホールに受付簿を設置しますので、申告される方全
員分のお名前を記入してください。なお、電話予約はできません。

予約開始 2月10日(月) 8:30～
日程 2月17日(月)～3月17日(月)
時間 9:00～12:00 13:00～17:00
※16:00までにお越しください
会場 役場1階 町民ホール

●町の申告相談で受けられないもの

- ①青色申告
- ②配当
- ③譲渡(土地・建物・株式) ※町の公共事業用地を譲渡した場合のみ、町の申告相談でも受け付け
ます(白色申告に限る)。

●申告相談に必要なもの

- ①収入や必要経費がわかるもの
源泉徴収票、収支明細書、帳簿、計算書など
- ②各種控除の内容がわかるもの
生命保険料・地震保険料等の控除証明書など
- ③申告者名義の通帳
所得税が還付になる方のみ必要
- ④本人確認書類
マイナンバーカード、またはマイナンバー通知
カードと免許証など(申告者本人、扶養親族、専従
者分も必要)
- ⑤医療費控除明細書
医療費控除がある方は、必ずご自身で計算してく
ださい
- ⑥持続化給付金や経営所得安定対策交付金など
の通知書
事業所得がある方で、支払いを受けた方
- ⑦税務署の「令和6年分確定申告のお知らせ」は
がき

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073